

川崎市地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱について、必要な事項を定める。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年齢満18歳以上
- (2) 地球温暖化防止に関する活動に取り組む熱意と識見を有し、市内で活動ができること

(委 嘱)

第3条 市長は、前条各号の要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる者の中から推進員を委嘱する。

- (1) 市内の地球温暖化防止に係る実践活動に1年以上継続して参加している者
- (2) 川崎市地域環境リーダー育成講座又はそれに相当する講座を修了した者
- (3) 環境カウンセラー登録者（「環境カウンセラー登録制度実施規程」（令和元年環境省告示第31号）に基づき、環境省環境カウンセラー登録簿に登録されている者）又はそれに相当する資格を有する者
- (4) その他市長が特別に認める者

(委嘱の期間)

第4条 推進員の委嘱期間は、委嘱の日の属する年度の4月1日から翌年度の3月31日までとする。ただし、随時に委嘱する場合の委嘱期間は、委嘱の日から本項前段の委嘱期間の終期までとする。なお、推進員の再任は、これを妨げない。

(推進員の活動)

第5条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づき、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 日常生活において地球温暖化防止に関する実践行動を自ら行うこと。
- (2) 地球温暖化防止に関する自主的な普及啓発活動を行うこと。
- (3) 行政及び地域センターとの連携・協働による地球温暖化防止に関する活動を行うこと。
- (4) 市内の関係団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、協力を求められた場合は、できる限り協力すること。

(推進員の身分)

第6条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものとし、公職としての身分を持つものではない。

(身分証明書の交付)

第7条 市長は、地球温暖化防止活動の推進に取り組む者の証として、推進員に川崎市地球温暖化防止活動推進員証（様式第1号）を交付する。

(推進員名簿)

第8条 市長は、推進員の氏名その他必要な事項について推進員名簿を作成し、必要に応じて情報提供を行うものとする。

2 前項の名簿には、推進員の氏名、主な活動地域・活動分野等、市民又は団体が利用するにあたり必要と認められる事項を掲載するものとする。

(変更の届出)

第9条 推進員は、推進員名簿の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(活動報告書の提出)

第10条 推進員は、年1回活動報告書を市長に提出するものとする。

(報酬)

第11条 市長は、推進員の活動について、原則として報酬を支給しない。

(守秘義務)

第12条 推進員は、活動を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。推進員の委嘱期間が終了した後も同様とする。

(災害補償)

第13条 推進員の活動上の災害補償については、川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度に準じるものとする。

(委嘱の取り消し)

第14条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が活動を行っていないと認められるとき
- (2) 推進員としてふさわしくない活動を行っているときと認められたとき
- (3) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、推進員について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第16条 推進員に関する庶務は、川崎市環境局脱炭素戦略推進室が行う。

附則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の川崎市地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱の規定により交付されている川崎市地球温暖化防止活動推進員証（以下「推進員証」という。交付のため準備が完了しているものを含む。）は、改正後の要綱の規定により交付された推進員証とみなす。

(様式第1号)

表面



川崎市地球温暖化防止活動推進員証

氏名：

上記の者は、川崎市地球温暖化防止活動推進員であることを証明します。

(委嘱期間) 年 月 日
 ~ 年 月 日
 年 月 日発行

川崎市長

印

裏面

- 1 推進員として活動する際は、この証明書を携帯し、必要に応じて提示してください。
- 2 この証明書は、他人に貸与又は譲渡しないでください。
- 3 この証明書を亡失又は損傷した場合には、速やかに再交付の手続きをとってください。
- 4 推進員の委嘱期間の途中で辞任した場合には、速やかに川崎市環境局脱炭素戦略推進室へ連絡の上、証明書を返還してください。